

基本方針2 基本施策に関する意見照会に対するご回答について

- 1 照会事項
基本施策について（基本施策案・その他ご意見）
基本施策案にひもづく、本市の生物多様性に関する課題や取り組むべき施策
- 2 基本施策当初案
水辺の保全と活用
緑の保全と活用
身近な自然の維持
生物多様性の理解促進
特定外来生物等への対応
- 3 ご意見 基本方針2 生物多様性地域戦略に関するもののみ記載しています。

(1) 基本施策について（基本施策案・その他ご意見）

1	<p>国家戦略及び都の地域戦略では、それぞれ表現は異なりますが、施策の方向性を3本の柱で整理していますので、それに合うように再整理してはどうでしょうか。（生物多様性の保全・回復、生物多様性の持続的な利用、生物多様性の価値の認識と行動変容）</p> <p>現在提示されている基本施策（案）を、以下のとおり再整理してみましたのでご参考ください。</p> <p>水辺の保全と活用、緑の保全と活用 緑と水辺の保全・回復 緑と水辺の利活用</p> <p>身近な自然の維持 緑と水辺の保全（まとまった緑と点在する緑の両者を含みます）</p> <p>特定外来生物等への対応 緑と水辺の保全（緑と水辺を構成する生きものを保全する主旨で、希少種の保護と外来種対策を含める想定です）</p> <p>生物多様性の理解促進 生物多様性の理解促進</p>
2	<p>「生物多様性の主流化」 （現在の案で4番目になっている「理解促進」に相当する項目を最初に据えたほうがよい。）</p> <p>市民の理解や興味・関心を高めることも大切ですが、市役所の組織全体に生物多様性の価値が共有され、市の様々な施策（直接的には自然環境との関係が見えにくいものも含めて）の中に、生物多様性保全に資するしくみを取り入れられることが重要です。</p>
3	<p>「緑の保全と活用」 生物多様性の高い緑を創出するためには、街路樹の植栽や花壇づくりといった従来の「緑化」よりも、既存緑地の保全や在来植物を活用した緑化に力を入れる必要があります。そのためには、緑の所有者や管理者が、緑の質を意識するように誘導する施策が必要だと思えます。</p>
4	<p>「外来生物への対応」 特定外来生物だけでなく、生態系や産業、市民生活に影響を及ぼす可能性がある外来生物もいることを前提にした取り組みが必要だと思えます。</p>

5	<p>緑の保全と活用</p> <p>府中市のプレスリリースなどの紙面を見ても「ほっとするね 緑の府中」とのスローガンのもと、緑のけやきのロゴが表現されている。つまり、市としても(市民としても)府中といえば、「緑」という印象が定着しているのではないだろうか。よって、基本施策のトップには、まず「緑」に関する施策を持ってくるべきである。</p>
6	<p>水辺の保全と活用</p> <p>多摩川に沿って府中市が存在することから、基本方針に入れることは問題ないが、優先順位から言えば、「緑」が先になるべきではないか。</p>
7	<p>生物多様性の理解浸透</p> <p>そろそろ、理解促進の段階から、浸透の段階に格上げしておかないと、府中市はいつまでも遅れているような印象を持たれるのではないか。</p>
8	<p>生物多様性の保全と再生</p> <p>外来生物駆除については個別の施策であり、基本施策には、もう少し大きな観点から記述せざるを得ないのではないか。</p>
9	<p>身近な自然の復元・維持</p> <p>最後の項目に持つてくることでいいと思う。「復元」のイメージも入れる。</p>
10	<p>これまで議論を重ねる中で、府中市には多様な環境があり、「水」や「緑」という言葉だけではカバーしきれないと考えるようになりました。例えば、河川と河川敷の間の移行帯(エコトーン)やそれに近い湿地は非常に重要ですが、それはイメージから考えて「水」から漏れる恐れがあります。また、農地も貴重ですが、それは「緑」に入るのか否かイメージしにくい市民もいると考えます。さらに河川沿いの礫地や砂地などにも、そこにしかない生きものがいて、これは水にも緑にも触れられない気がします。希少種のカワラバツヤや、一昨年頃にSNS境界で府中市の対応が絶賛されたニッポンハナダカバチの生息環境を担保するためには、「水」と「緑」など限定されがちな文言は避けるべきと考えます。</p> <p>府中市に残る環境の多様性を最大限に活かすべく、「水」と「緑」を統合し、包括的な表現「府中市らしい生態系の保全と活用」「府中市ならではの生態系の保全と活用」としてはどうでしょうか。農地、湿地、草地など見過ごされがちな自然環境も含まれる表現にできればと思います。</p>
11	<p>特定外来生物等への対応</p> <p>「侵略的外来生物への対応」に変更</p> <p>府中市で問題になっている外来生物は特定外来生物に限りません。線引きをするならば、侵略性の有無により対策するか否かを決定するような文言にしたいと考えます。</p>
12	<p>身近な自然の維持</p> <p>維持だけでは、都市化の激しい地域において、生物多様性向上には繋がってはいきません。「身近な自然の復活・創出」と踏み込んだ表現を使いたいと考えます。</p>
13	<p>水辺の保全と活用&緑の保全と活用</p> <p>府中市に残る環境の多様性を最大限に活かすべく、「府中市らしい生態系の保全と活用」または「府中市ならではの生態系の保全と活用」としてはいかがでしょうか。</p>
14	<p>生物多様性への理解促進</p> <p>「生物多様性の認知度100%」促進、推進、啓発など、これまで使われてきた言葉ではなく、より高みを目指す表現にできればと思います。</p>
15	<p>新「パートナーシップの構築、発展」</p> <p>ただ推進、促進するだけでなく、一步踏み込んだ表現にしたいと考えます。</p>

(2) 基本施策案にひもづく、本市の生物多様性に関する課題や取り組むべき施策

当照会事項に対するご意見につきましては、今後具体的な施策の検討に活かしてまいります。

1	<p>自然環境マップの作成と共有 すでにある現存植生図などをベースに、生物多様性保全の観点から土地利用に留意すべきエリアを示した地図を作成する。それを関係部署や各審議会に共有し、用途区分図などと同レベルで都市計画や道路計画の基礎資料としてもらう。</p>
2	<p>簡易アセスメントの制度化 市が行う開発行為や道路整備等の際、市が主体的に簡易的なアセスメントを行う。景観調整審査会のようなしくみをつくり、事業が野生生物の生息環境に悪影響を与えないか、注意を要する外来生物の拡大に寄与しないか、などを確認し、何らかの影響が想定される場合には、それを軽減するための措置や、影響を緩和する工法・工期をとるよう計画を修正できるようにする。</p>
3	<p>専門性の高い職員の採用 図面上でなく現場で自然環境の質に関する判断ができる人材を増やす必要がある。東京都のように造園職（もしくは自然環境職）のような採用区分を新設し、生態系や自然環境に関する専門知識をもった職員を採用する。そのような職員を関係部署に配置することで、具体的な取り組みが行いやすくなる。</p>
4	<p>生物多様性保全型緑地の認証制度 一定の面積をもつ学校、寺社、事業所、農地などで、生物多様性に配慮した緑地管理を行っている場所を生物多様性保全型緑地（仮称）として認証し、管理費の一部を助成する。認証を受けるためには、5年に1度程度、専門家による生物相調査を受けることとし、生物多様性への貢献度が高いほど助成額が大きくなる仕組みとする。</p>
5	<p>緑化への在来植物の利用 市の施設等の緑化・植栽においては、東京都の「在来種選定ガイドライン」を基本に、地域性種苗を優先的に使用することをルール化する。施工業者にもこのこと周知することで、多摩地域から採種された苗木の調達先を確保するまた、市が管理する公園に、金塚桜山公園で実施されているような野草花壇を普及することで、生育地が縮小している在来草本の生育地外保全を図る。</p>
6	<p>武蔵台緑地、府中崖線、浅間山に隣接する地域の宅地化抑制 樹林に隣接して住宅ができると、落ち葉や日照に対する苦情で、樹木を切らなければならなくなるため、制度的に隣接地が宅地化できないようにする。とくに崖線直下は防災上の観点からも宅地化は避ける。</p>
7	<p>緑化・植栽に使わない植物のリスト化 特定外来生物に指定されている植物の他にも、逸出して樹林で拡大したり、耕地雑草化しやすい造園樹種・園芸花卉は、市の施設の緑化には使用しない。また、学校や個人にも使用しないよう呼びかける（教材として使用される植物もあるため）。このような植物をリストアップした「ブルーリスト」を作成する。</p>
8	<p>獣害対策の強化 ハクビシン、アライグマによる農業被害を防止するため、依頼があったときに罠を貸し出すのではなく、一斉に重点的な捕獲を行う。</p>
9	<p>府中市の緑地率は、24.9%(H28.3)と多摩地区他市に比べても高い割合となっている(国立市13.9%、三鷹市16.4%、小金井市17.7%など)。具体的な数値は別にして、現状の誇れる緑化率について、堂々と披露してもいいのではないかと。現状は現状として、それなりに肯定するという事。 そして、将来この緑化率をアップさせるのか、維持していくための努力をするのかという視点での言及も欲しい。「緑の基本計画」では、R11年に25.0%となっているので、『維持する』ということになると思う。減退させることは断じて許されないのだから、維持するための具体的な努力項目を述べるということになる。</p>
10	<p>湧水については、3か所の小さな存在をことさら強調すべきか疑問は残る。</p>

11	多摩川に関しては、水辺の保全と言われると、多摩川全体の保全事業の所管は国土交通省であり、印象として府中市の出る幕はないようにも感じられる。府中市としては、生物の多様性保持の観点から、多摩川の水辺の保全にどのように取り組むのか、文字が躍るだけでなく、具体的なイメージを持ちたいものである。(保全のために何をするのか？ 清掃?、植栽?、巣箱設置?、学習?、調査?、施設の設置?・・・) 用水路・湧水などの水辺環境の保全・活用については、イメージは湧く。
12	本来なら、上位概念として3・4の「生物多様性」関連項目が、基本施策のトップに来る方が収まりはよく、「緑」「水辺」などは生物多様性に包含される下位施策であるので、順位を入れ替えるべきではないか、との疑問が湧く。 ただ、府中市としてのこれまでの実績から、まだ「生物多様性」に関する施策が広く認知されていないと思われることと、これまでの継続性から、従前どおりの並べ方でも止む無しとの見方もあろう。
13	「侵略的外来生物の駆除」など、個別の施策を述べて、わかり易くする。
14	府中市の在来生態系を保全するため、侵略的外来生物の選択的駆除を推進する。侵略的外来種の影響は広範囲に及ぶため、市内各所や周辺自治体と連携した駆除を行う。苦行にしかならない駆除をどうやって推奨するかのも具体策を検討。環境教育プログラム化、無秩序な放逐を防ぐための外来種回収ボックス、懸賞首ではないが駆除生物の引き取り・報酬化の検討など
15	大規模な公園もちろん、小規模な公園における多自然化を進める
16	民有地、小規模農地などで自然を残しやすくなるような工夫(助成など)
17	一度失われた自然環境をオープンスペースが確保できるたびに復元再生していく
18	学校や企業などの敷地でのビオトープの必須化など。特に学校では子どもたちの最も身近な自然体験の場としての学校ビオトープの必須化を目指したい。
19	エコロジカルネットワークを考えた時に、連続性が損なわれているエリアにおいて、積極的に補完する。
20	府中市らしい特色の自然環境を保全する ・多摩川などの河川、湧水、用水、湿地、水田、池などの水辺の保全と活用 ・崖線、雑木林、農地、草地、河川敷などの緑の保全と活用 ・砂地、礫地など、あらゆる生態系の保全と活用
21	エコロジカルネットワークの形成 市内を広域的に見た際のネットワーク。崖線、多摩川、用水のほかに、ケヤキ並木などもここに含まれる。より近い視点でのネットワーク。河川と河川敷の間の移行体(エコトーン)、雑木林と草地の間の林縁環境、草がまばらに生える礫地などの、中間的な生態系を重要視する。
22	小規模な生態系は「身近な自然の復活・創出」に委ねるとして、ここでは公園、企業緑地、河川などの公有地、その他民有地など規模が大きく、生物多様性のコアゾーンとなる地点での価値向上を目指す。
23	循環型都市にするための具体的な利活用方法を明記(薪ストーブの推奨、地産地消の推進など)
24	市内の学校教育において、生物多様性の理解促進のための活動や見学、体験学習などを必須化する。
25	近隣市町村と連携し、象徴的な自然環境である多摩川などの自然史を紹介する博物館相当施設を検討する。例：多摩六都科学館(西東京市など)
26	理解度について、「いつまでに小中学生の理解度 % (100%?) を目指す」など具体的な目標像を設定する。
27	府中市環境保全活動センターを中間支援組織(活動したい市民と、必要とする場などの、ニーズとニーズの調整、マッチングを行う)として発展させる。
28	府中市がハブとなり、周辺市区町村と連携した保全協議会を発足させる(多摩川や崖線の保全において、非常に重要)